

赤穂浪士の親類書をめぐって

根岸 茂夫

はじめに

近世武家社会の最も代表的な集団が、大名家臣団であることは、周知の事実である。その家臣団は、大名との主従関係で成立し、「家中」と呼ばれるように、大名の擬制的な「家」のなかに位置づけられ、藩という小国家の吏僚組織を構成して、強固な統制と閉鎖された縦割り社会のなかに隔離され、主君への忠誠を強制されていた、というのが、現在の通説であろう。現在までの多くの家臣団研究は、基本的にはそのような見方を補強するものが多いように感じられる。⁽¹⁾

ただ、従来の家臣団研究の多くは、各大家名に残った藩政史料を中心に使用してきた。藩政史料は、基本的には藩内についての記述のみが主であり、多くの研究が藩外との関係をことさらに省略している史料で考察していたということに他ならない。それゆえに、家臣団は藩外との関係を捨象して検討され、主従関係や封建道徳などもあいまっ

て、閉鎖的なイメージを形作ってきたのであろう。

しかし、大名家臣は、藩内に閉じ込められたばかりではなく、藩外とさまざまな親類縁者を持ち、身分を超えた複雑な族縁関係を形成していた。家臣の「家」は大名の「家」に包摂されていたわけではなく、大名の擬制的な「家」を超えた独自の家を持っていたのである。⁽²⁾ 本稿では、元禄期におけるかかる実態を、元禄一六年正月、切腹に先立って提出された赤穂浪士の『親類書』⁽³⁾から、検討するものである。

なお、討ち入りの是非を論じた赤穂義士論や観念的な武士道論には立ち入らない。ただ、『親類書』提出の契機に、討ち入りとその後の切腹があり、史料の背景として最小限度ふれることにしたい。

一 浅野家家臣団の構造

『親類書』を提出した赤穂浪士四六名を検討する前提として、浅野家家臣団の分析をしておきたい。赤穂浅野氏は、浅野長政の三男長重が、徳川家康の人質となった後秀忠に仕え、慶長六年に下野真岡二万石、同一六年亡父の隠居料であった常陸真壁五万石に転じた。慶長十九年、大久保忠隣の改易に、安藤重信・本多忠朝らとともに小田原城の受け取り・破却を担当し、同年の大坂冬の陣では本多忠朝の加勢として出陣し、翌年の夏の陣にも本多とともに出陣した。このとき本多は大坂勢の猛攻を受けて討ち死にしているが、長重は家臣三〇余、雑兵一〇〇余を失いながら、敵の首級六〇を獲たという。元和八年、常陸笠間五万三五〇〇石を与えられている。その子長直が、正保二年赤穂に移封され、赤穂城を築造し、長友、長矩と続いて元禄一四年の改易に至った。この間、元和八年には宇都宮城・古河城、

寛永九年には駿府城、元禄七年には備中松山城などの守衛を命じられている。以上の経歴から、浅野氏は、豊臣取立大名の系譜を引く近世初期の新規取立大名であり、その性格は、武功取立大名に近かったといえる。⁽⁴⁾

浅野氏家臣団の形成過程は不明であるが、以上の経歴が形成に大きな影響を及ぼしたことは、確かであろう。そのような家臣団の特徴を、分限帳から窺ってみたい。

浅野家の『分限帳』はいずれも写本で数種存在しているが、ここでは、元禄一三年三月赤穂藩改易の前年とされる大石神社所蔵の写本を使用する。⁽⁵⁾ 本書は一五〇〇石の家老大石内蔵助から、奥様衆其外小役人共まで、二五七名の俸祿・氏名を三六の役職順に記載している。他に小性目付坊主・坊主・歩行の四三名が人数だけを記しており、都合三〇〇名の記載がある。これを役職順に俸祿の形態から一覧にしたのが表1である。俸祿は、「高三百石」など石高で表示され、実際には蔵米知行で収入はその四割程度の「知行取り」、同じ石高表示ではあるが「米二十石」と表示額が支給される「蔵米取り」、金額で表示される「給金取り」、扶持で表示される「扶持取り」、俸祿を与えられていない「無足」に分類した。ただ「米二十石五人扶持」のような複合形態は、知行・蔵米・給金・扶持の順の前の方に含め、蔵米取りとみなして現米高二〇石として数えた。実際の収入とは異なるが、俸祿の種類が武士としての格式や階層を示すと考えているからである。

役職の順は、おおむね藩内の階層順を示しているが、それは家老・番頭(組頭)・者頭・用人層、馬廻り・給人層、中小性層、歩行・坊主層の四階層に大別できるようである。ある役職に人数が集中していることは、その役職の名称が単に職務を示すだけでなく、基本的な階層をも物語ると考えられるからである。

まず第一の階層は、家老・番頭・物頭・用人などである。基本的には組頭・足軽頭・中小性頭など番方の長であり、軍団を率いる者である。うち、足軽頭・持筒頭など者頭は、この分限帳には記載されない足軽の歩兵隊を指揮する。

表1 元禄13年の赤穂藩浅野氏の家臣団

(大石神社所蔵『大石家義士文書』所収「浅野内匠頭侍帳」)

	知行 (石)							蔵米 (石)					扶持 (扶持)				金 (兩)				無足	計	
	1500	1000	800	500	300	200	100	100	50	30	20	10	30	10	5	3	15	10	5	3			
家老	1		1	2																			4
番頭		2			3																		5
旗本居奉行					1																		1
足輕頭					6	2																	8
江戸留守居手足輕						2																	2
持筒頭					1	1																	2
鍵奉行							1	2															3
持鍵奉行																							
用人					4	1																	5
大目付						2	1																3
中小性頭				1		1																	2
児小性頭						1*																	1
歩行小性頭						2																	2
手廻者頭							1																1
舟奉行							1																1
使番						1	1																2
在々奉行						1	5																6
宗門改奉行						1	1																2
組外		1	1		1	2	2		1		1											3	12
馬廻(伊藤五右衛門組)					1	2	12																15

ここには、家老のように番方・役方を統括する存在と、用人・大目付など役方の要職も含まれる。彼らの俸祿はすべて知行である。

第二の階層は、馬廻り・給人層である。馬廻りは、他の分限帳では給人とも見えるが、馬廻りの本来の語義は藩主の親衛隊であり、浅野家中では番頭に付属して騎馬隊を組織する武士たちである。また、給人は、知行取りすなわち領主を意味する。領主としての性格を持ち、馬上で出陣する武士が、本来の十分であることは、以前考察したことがある。多くのものの俸祿は知行であり、実際には蔵米知行とはいえず、知行の単位である「石高」で俸祿を与えられ、領主としての名目を保っている存在である。⁽⁶⁾なお蔵米取り・扶持取りが若干いるが、多くは医師であり、また給金取り・無足は、者頭など第一の階層の嫡子などであり、嫡子が親より一等級低い階層に列座するという格式を物語るものである。かつ、多くは番方として馬廻り組に所属しているが、なかには馬廻りであると同時に、札座奉行・作事奉行・武具奉行・近習・物書役・代官など、役方の実務的な長を兼務している者も目につく。ここには、他に戦時の物見・伝令や平時の使者を担当する使番、舟奉行・在々奉行などの役方、無役である組外も含まれる。基本的には、騎馬隊を構成して戦時に戦闘の中心になるという武士の本分を示す存在である。

第三の階層は、中小性層である。これは馬廻り・給人層の十分に準じ、目見得以上であるが乗馬はできず、徒歩で主君の警護や日常の世話にあたる役である。これに準じる層として、児小性や、第二の馬廻り・給人層の嫡子も含まれる。俸祿は多くが蔵米であり、表には現れないが、「十五石三人扶持」のように蔵米と扶持が複合している者が多い。給金取りも多いが、若年層・部屋住などがここに含まれるようである。中小性層も、役方を兼務しているものがあり、近習・蔵奉行・物書役のように馬廻り・給人層と同様の職務のものが若干見えるが、かえって賄方・勘定方・札座横目・蔵横目など、奉行の下で実務に携わる役が多い。家柄から検討すると、中小性層には二つの類型がある。

一つは第二の馬廻り・給人層の部屋住、あるいは若年のためここに位置づけられ、以後第二の階層に昇進する類型、他は後述する第四の歩行層から昇進して中小性に至った類型である。いわば、中小性は、職制が整備され、家格による昇進経路が確定するなかで、第二の階層すなわち目見得以上が最初に出仕して、以後昇進していく場所となることに、目見得以下の下層の家臣が昇格する最高位となったと考えられる。そのような職制の整備が、元禄期の赤穂藩ではすでに確定していたのであろう。

第四の階層は、目見得以下の歩行層である。本来、徒歩で主君の行列の前を警備したり、雑用にあたる職であり、軍陣では歩兵の鎧部隊を形成する。歩行目付にあたる横目、茶道・坊主・仲間拔・小役人なども含まれるが、最も多い坊主・歩行は、人数のみで氏名の記載はない。歩行は給金五両三人扶持、坊主には俸祿の記載はない。なお坊主も、剃髪して殿中の雑用にあたっていたのであろうし、仲間拔は、歩行組から抜けて、物書役・山奉行・新浜奉行・小買物役・台所横目・勘定方などの役方に就任した下級の役人であり、俸祿・氏名が記載されている。他に、隠居も記されているが、多く第一・第二の階層に含まれる家臣の隠居であり、原則として俸祿がなく、出仕の席順の必要もないところから、この位置に記されたのであろう。

分限帳の記載はここまでであるが、この下に、士分の最下級である足軽、奉公人である中間・小者などが多数存在していたのである。

以上、赤穂藩浅野氏の家臣団が、大きく四階層に別れ、それが俸祿の種類とも関係していることを考察した。同時に、この階層の格差は基本的に軍事的な役割によるものであり、家臣団の構成が純粹に軍事組織であることも確認した。浅野氏の系譜でも述べたように、赤穂藩の家臣団は、城在番など軍事的な役割をもって幕府の課役を担っていた。以下、そのような軍事組織の発動の様子を、元禄七年の備中松山城受取りの事例から検討していきたい。

二 元禄七年備中松山城受取りと浅野氏家臣団

元禄六年二月、備中松山藩主水谷勝美が死去し、養子勝晴も襲封しないまま死去したため、水谷氏五万石は改易された。二月二日、浅野長矩に松山城の受取りと在番が命じられた。二十七日、この報が赤穂在国中の浅野に伝えられると、二十九日から馬の用意を、翌元禄七年正月朔日から諸道具の用意に取りかかり、三日には松山の土地検分・兵糧・馬の飼料の調達のため家臣が松山に派遣された。二十八日、出陣の行列が決定し、行列書が家臣に示された。⁽⁷⁾ その陣容は「備中松山城請取并在番之覚」によれば、以下のようである。

一旗	七本	一弓	三拾挺	一鉄炮	百廿挺	一長柄鎗	七拾本
一先乗騎馬	壹人	一番頭	貳人	一弓鉄炮頭	八人	一長柄鎗頭	三人
一家老	二人	一用人	三人	一目付	二人	一使番	三人
一小性頭	一人	一歩行頭	壹人	一組付騎馬	廿七人	一乗掛給人	廿人
一中小性役人	廿五人	一歩行者役人	共五十人				
右惣人数	貳千五百人						

江戸幕府の軍役によれば、五万石は馬上七〇、弓三〇、鉄炮一五〇、鎗八〇、旗一〇であるが、幕府は赤穂藩に三万五〇〇〇石の軍役を勤めるよう命じており、⁽⁸⁾ おおむね五万石の七・八割の軍役となっている。

浅野氏の軍勢が赤穂を出立したのは、二月一八日から一九日にかけてである。その行列は、「赤穂浅野家軍列帳」によれば、以下のように整理できる。前掲の「備中松山城請取并在番之覚」とは、数が一致しない箇所もあるが、甚

だしい齟齬はなく、出陣の概要は窺えよう。なお、「備中松山城請取并在番之覚」には、総人数二五〇〇とあるが、「赤穂浅野家軍列帳」には、三五〇〇と記されている。この差の理由は不明であるが、あるいは領内から徴発した夫役などを数えたか否かによるものかも知れない。

二月十八日出立

- (a) ①旗持21人(旗7本) * 旗箱 小頭2 * 具足長持4 ○旗奉行 * 合羽籠4 押之者 ②足軽30(弓5・鉄炮20) * 玉薬箱2 * 矢箱1 * 具足長持4 ○物頭 * 合羽籠4 押之者 ③足軽30(弓4・鉄炮20) * 玉薬箱2 * 矢箱1 * 具足長持4 ○物頭 * 合羽籠4 押之者 ④足軽30(弓4・鉄炮20) * 玉薬箱2 * 矢箱1 * 具足長持4 ○物頭 * 合羽籠4 押之者 ⑤足軽30(弓4・鉄炮20) * 玉薬箱2 * 矢箱1 * 具足長持4 ○物頭 * 合羽籠4 押之者 ⑥長柄之者25(長柄25) 小頭2 * 具足長持3 ○長柄頭 * 具足長持4 ○物頭 * 合羽籠4 押之者 ⑦長柄之者25(長柄25) 小頭2 * 具足長持3 ○長柄頭 * 合羽籠3 押之者 ⑧馬廻り6騎 横目 貝・太鼓役人 ○組頭 ⑨馬廻り12騎 横目 貝・太鼓役人 ○組頭 ⑩目付 諸役人10 □医師 * 幕箱1 * 幕串 宰領 * 合羽籠 ○用人 ⑪家老
- 二月十九日出立
- (b) ○御先騎馬 ①足軽30(弓5・鉄炮20) * 玉薬箱2 * 矢箱1 * 具足長持4 ○物頭 * 合羽籠4 押之者 ②足軽30(弓5・鉄炮20) * 玉薬箱2 * 矢箱1 * 具足長持2 ○物頭 * 合羽籠4 押之者 ③足軽12(持筒10) * 玉薬箱1 * 具足長持2 ○持筒頭 * 合羽籠2 押之者 ④足軽12(持筒10) * 玉薬箱1 * 具足長持2 ○持筒頭 * 合羽籠2 押之者 ⑤長柄之者20(持鏹20) 小頭2 * 具足長持3 ○持鏹頭

- *合羽籠3 押之者 ⑥○使番 押目 牽馬5疋 *轡籠3 *合羽籠1 大馬印 小円居 貝・太鼓役人
- 鐘役人 *挟箱5 *御弓5 *弩瓢 *空穗 *对鍵 *大烏毛对鍵 *長刀 步行34 *刀筒 *弓筒・
- 手筒 *鍵 *合羽籠3 *御朱印 *具足櫃 ◎藩主馬上 *十文字鍵・直鍵 手廻頭 草履取 *甲立 *
- 挟箱 *具足櫃 乗替馬 *異風筒 *茶弁当・水桶 坊主・小使 *乗物 *山駕籠 *幕箱 *幕串 *興
- 具足10 *更具足長持6 惣手廻 ⑦*合羽籠13 供廻同勢(若党・鍵・草履取・挟箱) 押之者 ⑧*
- 大筒2 *合羽籠1 横目 ⑨○用人1 ○目付1 ○使番2 ○諸役人7 ◇諸役人14 ◇中小性12 □
- 医師 ◇医師 横目 小役人 ◇御供番 手明足軽20 小頭1 *合羽籠 鞍置用心馬10 *杏籠3 *合羽籠
- 2 押之者 ○家老

(注：◎：藩主馬上 ○：馬上 ◇：乗懸 □：駕籠 *：道具・荷物 職名：各組の頭等)

陣容は二月一八日出立の前線部隊(a)と、翌一九日出立の藩主浅野長矩が率いる本隊(b)とに別れる。前線部隊(a)は、家老大石内蔵助⑩が指揮し、先頭に旗七本①、次に弓・鉄炮の足軽組②③④⑤が続き、さらに長柄組⑥・⑦が行進する。これら旗以下はいずれも歩兵であり、後ろに補給の矢玉、具足などの荷物が続き、さらに騎馬の物頭が馬の口取り・查箱持・若党・鍵持・草履取り・具足持ちなど供廻りを従えて進み、その跡を合羽籠が続き、最後を押之者が行くという陣形である。歩兵部隊の後ろに、騎馬隊の馬廻り二組⑧・⑨が、いずれも供廻りを率いて位置し、貝・太鼓や横目が続き、最後尾に組頭(番頭)が進む。組頭が貝・太鼓役人を従えているのは、戦闘の指揮官としての格式を表現したものであり、この騎馬隊が陣容の中心となっている。ついで、目付・諸役人・医師・用人などが続くが、諸役人は荷物付きの馬に乗る「乗懸」、医師は駕籠であり、戦闘部隊ではなく基本的には後方支援の部隊である。そして行

列の最後に、家老の大石が大規模な供廻りを率いて(a)全隊を指揮するのである。以上のように、各部隊の頭は、基本的に最後に位置している。⁽¹⁰⁾

翌一九日に、本隊(b)が出立する。先頭に御先騎馬が供廻りを率いて進み、ついで足軽の弓・鉄砲組が続くのは、(a)と基本的に変わらない。ただ次の持筒③・④は、藩主の鉄砲を管理し、持鑓組⑤も同様に藩主の鑓を管理する親衛の歩兵部隊である。

⑥が本陣である。物見・伝令役の使番の後に、参勤交代で行列の最初に進む牽馬を配し、⁽¹¹⁾ ついで馬印・纏、次に貝・太鼓・鐘、さらに弓・矢・鑓・長刀などのきらびやかな武具が続き、歩行組が行進する後に、おそらく老中奉書や下知状などが収められた朱印箱の後を、藩主が馬上で進む。行列帳には見えないが、藩主の側に用人・供頭などが従い、周囲を手廻りが取り巻いているはずである。後ろに道具・草履取り・挟箱・茶弁当・乗物などが従っている。惣手廻りが最後に記されているが、藩主の近習や警護の者、右筆・日常の世話をする諸役人などであろう。⑦は藩主の周囲にいた手廻りの陪臣であり、若党・鑓持・草履取り・挟箱などの供廻りである。本来は主人の廻りにいるものであるが、主人が藩主のそばにいるため、本陣の後方にまとめられている。またここに馬がみえないところから、これら陪臣の主人は、馬上の資格のない中小性層と考えられる。すなわち藩主の周囲は中小性層が警護していたのである。

⑧の大筒が、本陣の後方に位置していることは、まだ火器を使用した戦法が未発達の日本の軍学を象徴するようである。⑨は後方支援の諸役人で占められている。ここに乗懸の中小性がまとめられているが、「備中松山城請取并在一番之覚」にみえる中小性二五人の約半数に当り、藩主警護の非番のものであろう。最後に家老藤井又左衛門が六七名の供廻りを従え、殿を勤めている。

以上から、赤穂藩浅野氏も、鉄炮・弓の足軽組、長柄の鑓組、騎馬隊、本陣という基本的な陣容を持ち、行列もそ

れに沿って形成されていたことが確認できよう。浅野氏の家臣団は、以上のような陣容でその本質を發揮したのであり、家老・者頭層は各部隊の長として、馬廻り層は騎馬隊として、中小性層は本陣周辺の警護や諸役人として、歩行は本陣の歩兵部隊、足軽は前線の歩兵部隊として機能していた。当然のことながら、それは前述の分限帳の構成とも一致するものでもある。

なお浅野氏は、元禄八年八月、安藤重博が上野高崎から入封するまで備中松山城に二年間在番し、城の警護にも当たったのである。⁽¹²⁾

三 『親類書』の提出と記載

討ち入り翌年の元禄一六年正月二二日、老中稻葉正通は浪士を預けられた四藩の留守居役を召喚し、浪士たちの『親類書』を提出するよう命じた。松山藩では二四日に提出したところ、祖父母を書き加え、年号月日と自身の花押を記すように命じられ、二六日に再度提出したという。⁽¹³⁾浪士が切腹したのは、翌二月四日のことである。浪士たちが書き上げた親類は、女性・氏名不詳のものを除いて五六〇名におよぶが、重複を整理すると四七〇となる。表2がその一覧である。討ち入りに参加した浪士は、馬廻り・中小性層が多くみえるが、表1の分限帳と比べると、家老・番頭・物頭層は全家臣の二三%、馬廻り層は一二%、中小性層は二〇%、歩行層は五%程度が参加しており、頭級の上級家臣は別として、中小性層の参加が目される。前述のように、中小性層が最も藩主に近侍しており、討ち入りにもそのような藩主との関係が想定されよう。

『親類書』の全体を分析する前に、その一例として、赤埴源蔵の書上を以下に示した。

覚

- | | | | |
|--------|------------|-------------------|---------|
| 一 父方祖父 | 廿年已前病死 | 浅野故内匠頭家頼 | 赤埴十左衛門 |
| 一 同祖母 | 廿年已前病死 | | |
| 一 母方祖父 | 浪人病死年月不存候、 | | 高野忠左衛門 |
| 一 同祖母 | 総州罷在候、 | | 父覚不申候、 |
| 一 父 | | 浪人ニテ江戸罷在候、 | 父覚不申候、 |
| 一 母 | | 江戸罷在候、 | 赤埴 一閑 |
| 一 伯父 | | 黒田豊前守様罷在候、 | 赤埴小右衛門 |
| 一 伯父 | | 本多伊予守様罷在候、 | 赤埴所左衛門 |
| 一 母方伯父 | | 浪人ニテ江戸罷在候、 | 高野 春東 |
| 一 弟 | | 土屋相模守様罷在候、 | 本間安兵衛 |
| 一 妹 | | 阿部対馬守様罷在候、 | 田村縫右衛門妻 |
| 一 従弟 | | 黒田豊前守様罷在候、 | 赤埴 平内 |
| 一 同 | | 本多伊予守様罷在候、 | 赤埴十郎右衛門 |
| 一 同 | | 渡部越中守様ニ浪人ニテ江戸罷在候、 | 赤埴久米布衛門 |
| 一 女従弟 | | 酒井下総守様御組 | 浅岡伝右衛門妻 |
| 一 同 | | 江州膳所罷在候、 | 赤埴所左衛門娘 |

と縁戚一覧

祖父	外祖父	実父	親類人数	子孫甥	浅野家中	浅野牢人	他家中	幕臣	牢人	他	百姓町人	不明
浅野家中	岡山池田家中	尾張徳川家中	32	3	3	1	17	2	4	2		
広島浅野家中	結城水谷家中		12	1	1	1	8		1			
出羽殿上牢人	牢人		17	3		1	8		4			1
浅野家中	浅野家中		22	2	4	8	6			2		
岡崎本多家中	浅野家中		14	2	3	6	2					1
浅野家中	浅野家中		16	1	3	5	5	1		1		
浅野家中	豊岡京極家中		11	*2	1	1	7					
			7			7						
			13	1			9			1	2	
浅野家中	牢人		15	1	1	7	5			1		
中根正盛与力	笠間井上家中		8		1	4	3					
浅野家中	浅野家中(後牢人)		10		2	3	1	1			3	
			24		1		23					
浅野家中	牢人	13				7	1	5				
牢人	陸奥相馬家中	11	2			5	1	3				
牢人	牢人	9	1	1	3	2	2	2				
浅野家中		21		2	8	7	2	2				
熊本細川牢人		10		1	1	1		1	6		1	
大垣戸田家中	三春松下(改易)家中	9	2	1	2	4						
浅野家中	浅野家中	29	2	4	7	14		1			1	
浅野家中	牢人	9		2	2	2		5				
浅野家中	浅野家中	20	1	5	4	5		2	3			
福井松平家中	牢人	12		2	5	5		4				
浅野家中	広島浅野家中	14	2	3	2	4	1		1		1	
浅野家中	浅野家中	6		3	3							
浅野家中	浅野家中	15		1	5	8		1				
広島浅野家中	結城水谷家中	8	1	3	3	1						
牢人		3		2	1							
讚岐生駒牢人	牢人	22	3	2	5	6		6				
牢人		7		1	3	2			1			
		8		2	1	1	3				1	
駿河忠長牢人	旗本大番	江戸町人	15	1	1	3	4			5	1	
	浅野家中		20		2	16	2					
浅野家中	浅野家中		10		3	1	2		2	1	1	
			5		1		4					
浅野家中			7	*1	2	4						
浅野家中	浅野家中	浅野家中	12		4	6	2					
浅野家中			4		1	2	1					
鳥羽内藤(改易)家中	谷村秋元家中	浅野家中	18	1	2	3	10	2				
浅野家中	白河松平大和守家中		5		2	2	2	1				
浅野家中	浅野家中		4		1	1	2					
津山森家中	津山森家中		9					8			1	
津山森家中	津山森家中		8					3				
牢人	津山森牢人		4	1	1	1	3		2			
浅野家中			6		1	3	2					
牢人	赤穂松平(改易)家中		6		1	4		1				
			560	34	75	119	209	22	64	19	9	9

表2 赤穂浪士

	年齢	役職()は異本の記事	奉 禄	統 柄	父
大石 内蔵助良雄	45	家老	1500石	大石主税父	浅野家中
吉田 忠左衛門兼亮	63	加東郡代(物頭)	200石	吉田次右衛門 貝賀弥左衛門兄	浅野家中
原 惣右衛門元辰	56	足輕頭(鉄炮頭)	300石	岡島八十右衛門兄	米沢上杉牢人
片岡源五右衛門高房	37	用人(内証用人)	350石		浅野家中
間 瀬 久太夫正明	63	目付(大目付)	200石	間瀬孫九郎父 小野寺十内從弟	浅野家中
小野寺 十 内秀和	61	京都留守居番	150石	小野寺幸右衛門義父 大高源五叔父	浅野家中
大石 主 税良金	16	[部屋住]		大石内蔵助子	浅野家中(浪士)
磯貝十郎左衛門正久	25	用人(近習、物頭并側用人)	150石		松平忠冬家人
堀 部 弥兵衛金丸	77	[隠居]	50石(隠居料)	堀部安兵衛義父	浅野家中
近 松 勘 六行重	34	馬廻(給人)	250石	奥田貞右衛門実兄	浅野家中
富森 助右衛門正因	34	馬廻使番	200石		浅野家中
潮 田 又之丞高教	35	馬廻国絵図役	200石		浅野家中
堀 部 安兵衛武庸	34	馬廻江戸留守居役(使番)	200石	堀部弥兵衛養子	浅野家中(浪士)
赤 埴 源 藏重賢	35	馬廻	200石		浅野家中
奥 田 孫太夫重盛	57	馬廻江戸武具奉行	150石	奥田貞右衛門義父	牢人
矢田五郎右衛門助武	29	馬廻	150石		浅野家中
大石 瀨左衛門信清	27	馬廻	150石		浅野家中
早水 藤左衛門満亮	40	馬廻(給人)	150石		浅野家中
間 喜 兵 衛光延	69	馬廻勝手吟味役	100石	間重次郎・新六父	浅野家中
中 村 勘 助正辰	48	馬廻右筆頭(給人)	100石	間瀬久太夫甥	浅野家中
菅 谷 半之丞政利	44	馬廻代官	100石		浅野家中
不破 数右衛門正種	34	元馬廻元浜辺普請奉行	元100石		浅野家中
千馬 三郎兵衛光忠	51	馬廻	100石		浅野家中
木村 岡右衛門貞行	46	馬廻(絵図役)	150石		浅野家中
岡野 金右衛門包秀	24	[部屋住]	父200石	小野寺十内甥 幸右衛門從弟 大高源五從弟	浅野家中
吉田 沢右衛門兼貞	29	中小性近習	10兩3人扶持	吉田忠左衛門子 貝賀弥左衛門甥	浅野家中(浪士)
貝賀 弥左衛門友信	54	中小性近習倉奉行	10兩2石3人扶持	吉田玄龍從弟 吉田次右衛門義父 間瀬久	浅野家中
大 高 源 五志雄	32	中小性近習膳番	20石5人扶持	小野寺十内甥 岡野金右衛門從弟	浅野家中
岡島八十右衛門常樹	38	中小性近習礼座奉行	20石5人扶持	原藏右衛門 貝賀 吉田次右衛門從弟	浅野家中
武 林 唯 七隆重	32	中小性近習	10兩3人扶持		浅野家中
倉 橋 伝 助武幸	34	中小性近習	20石5人扶持		浅野家中
村 松 喜兵衛秀直	62	中小性近習(倉奉行)	20石5人扶持	村松三太夫父	浅野家中
杉 野 十平次次房	28	中小性近習	8兩3人扶持		浅野家中
勝田 新左衛門武亮	24	中小性近習	15石3人扶持		浅野家中
前 原 伊 助宗房	40	中小性近習金奉行	10石3人扶持		浅野家中
間 瀬 孫九郎正辰	23	[部屋住]		間瀬久太夫子	浅野家中(浪士)
小野寺幸右衛門秀富	28	[部屋住]		小野寺十内養子 大高源五弟	浅野家中(浪士)
間 重 次 郎光興	26	中小性近習		間喜兵衛子 新六兄	浅野家中(浪士)
奥田 貞右衛門行高	26	(加東郡勘定方)		奥田孫太夫養子 近松勘六実弟	浅野家中(浪士)
矢頭 右衛門七教兼	18	[部屋住]	父 20石3人扶持		浅野家中
村 松 三太夫高直	27	[部屋住]		村松喜兵衛子	浅野家中(浪士)
神 崎 与五郎則休	38	横目(徒目付、小目付)	5兩3人扶持		津山森牢人
茅 野 和 助常成	37	横目(徒目付、小目付)	5兩3人扶持		牢人
横 川 勘 平宗利	37	徒士(徒目付、歩行)	6兩3人扶持		牢人
間 新 六光風	24	[牢人]		間喜兵衛子 重次郎弟	浅野家中(浪士)
三村次郎左衛門包常	37	台所役人(小役人、酒奉行)	7石2人扶持		浅野家中
寺坂 吉右衛門信行	39	足輕	3兩2分3人扶持		
計					

(注) 子孫甥は、討入に参加した子と幼少の子孫・甥など、*は幼少の弟を含む。

一甥

本間安兵衛せかれ五歳

本間友太郎

一同

田村縫石衛門せかれ二歳

田村 長吉

以上

元禄十六癸未年正月

赤埴 源蔵（花押）

『親類書』に記されるのは、祖父母・父母・子・孫・兄弟・叔父・甥・従兄弟までであり、赤穂浪士の場合、妻方は原則として記されていない。また氏名不詳として書き上げられるものも多く、ことに母方の祖父母は不明の場合が多い。もちろん、召し預け中の記憶で書き上げたものであり、失念や錯誤もあると思われる。

赤埴は、馬廻り二〇〇石、祖父以来浅野氏に仕えた家であり、改易のときすでに隠居していた父は、浪人として記されている¹⁴。父の兄弟は常陸下館藩主黒田直重¹⁵・河内西代藩主本多忠恒¹⁶に仕えているが、黒田は將軍綱吉が館林藩主の時代から仕え、延宝八年幕臣となったとき三〇人扶持、天和元年三〇〇俵、貞享二年小納戸さらに小性に進み五〇〇俵、同四年従五位下豊前守、元禄元年一五〇〇俵、同四年三〇〇〇俵、翌五年五〇〇〇俵、同八年五五〇〇俵、同九年七〇〇〇石と加増され、元禄一三年武蔵のうち一万石、同一六年常陸下館一万五〇〇〇石となった大名である。

また本多も、近江膳所藩主本多康将の三男で、延宝七年父の致仕にあたって一万石を分知されており、いずれも一代で新規に取り立てられた大名であった。赤埴の弟が仕官していた常陸土浦藩主土屋政直も、父数直が五〇〇俵から四万五〇〇〇石に加増され、老中に進み、政直も加増を受けながら大坂城代・京都所司代・老中と進み、七万五〇〇〇石となっており、急速に領知や家臣団を拡大した家である。伯（叔）父たちは、そのような大名に仕官して赤穂藩から出ており、弟も養子と思われるが、やはり赤穂藩を離れている。また母は牢人の娘であり、妹も下野宇都宮藩主阿部正邦の家中に嫁している。このように赤埴は、三代続いた譜代の臣であるにかかわらず、浅野家中と姻戚関係を持つ

ていない。

なお赤埴源藏は、巷説では兄との「別れの盃」で名高いが、『親類書』には兄はおらず、史実ではない。
もう一人、村松喜兵衛の『親類書』を検討したい。

村松喜兵衛親類書

- | | | |
|---------|---------------------------------|----------|
| 一 養父 | 先主堀田上野介様、其後浅野内匠ニ勤候、八ヶ年已前死去仕候、 | 村松 九太夫 |
| 一 養母 | 次兵衛儀大御番之様承及申十二年已前死去仕候、 | 加茂宮次兵衛娘 |
| 一 父方祖父 | 駿河大納言様ニ而御鳥見仕候様ニ承之、何年已前死去仕候も不存候、 | 村松茂左衛門 |
| 一 父方祖母 | 何年已前死去仕候も不存候、 | |
| 一 母方祖父 | 仮名不存候、何年已前死去仕候も不存候、 | |
| 一 母方祖母 | 何年已前死去仕候も不存候、 | |
| 一 妻 | 御当地町宅罷有候、 | 村松 九太夫娘 |
| 一 嫡子 | | 村松 三太夫 |
| 一 次男 | 小笠原長門守様御家来 | 村松政右衛門 |
| 一 孫分 | 浅野左兵衛様御家来 | 村松 是候 |
| 一 弟分 | 実九太夫子、九太夫義絶仕候故行衛不存候、 | 村松 半太夫 |
| 一 甥分 | 九太夫孫、岡崎町ニ罷有候、 | 大和屋三右衛門 |
| 一 母方従弟分 | 小普請 | 賀茂宮太郎左衛門 |
| 一 母方従弟分 | 御祐筆 | 賀茂宮喜右衛門 |

一 父方従弟分 九太夫甥、山名信濃守様御家来、

河原田理兵衛

一 父方従弟分 右理兵衛姉後家ニ而同家ニ罷有候由、

一 父方従弟分 九太夫甥町絵師ニ而通油町ニ罷有候由、

杉村 次兵衛

一 実父 主取不仕町人ニ罷成三十三年已前ニ死去仕候、

堀江九右衛門

一 実母 五拾八年已前死去仕候、

一 父方祖父 何年已前死去仕候も不存候、

一 父方祖母 何年已前死去仕候も不存候、

一 母方祖父 何年已前死去仕候も不存候、

一 母方祖母 何年已前死去仕候も不存候、

一 弟 町人仕西国橋辺罷有候、

木屋 孫三郎

一 甥 右孫三郎手前罷有候、

吉三郎

以上

元禄拾六年正月

村松喜兵衛(花押)

『親類書』を整理すると、村松の養家は、養祖父村松茂左衛門が駿河大納言徳川忠長の鳥見役を勤め、寛永一〇年忠長改易後に浪人となり、その子村松九太夫は下総佐倉藩主堀田正信に仕えたものの、万治三年堀田氏の改易で浪人したのち浅野氏に仕えた。九太夫の妻子村松半太夫は義絶され、行方不明となっている。九太夫の甥のなかには、幕臣山名信濃門守泰豊(小性、五〇〇石)の家臣もいるが、孫が江戸岡崎町の町人となったり、甥が町絵師として江戸通油町に居住しており、浪人を繰り返すなかで村松家が離散していった様子が窺える。

村松の養母は、幕臣賀茂宮治兵衛直能（腰物奉行、三〇〇石¹⁸）の女という。直能の父直重は、一時駿河大納言忠長に仕えた経歴があり、忠長の鳥見役を勤めた村松茂左衛門と関係があったのである。賀茂宮氏は直能の嫡子太郎左衛門直定が、大番・腰物持役・新番・宝蔵番頭を歴任して元禄五年小普請入りし、五男喜右衛門直興が右筆・二〇〇俵となつてゐる。なお三男与惣左衛門直弘は小十人、四男庄右衛門直房は右筆として幕府に仕えたが、元禄一六年に両名はすでに死去してゐた。

喜兵衛は、村松家に婿養子として入つたが、実父の堀江九右衛門は、浪人のち町人となり、喜兵衛の弟も江戸両国の町人である。喜兵衛の嫡男三太夫は、部屋住として吉良邸討ち入りに参加してゐるが、次男政右衛門は幕臣小笠原長門守長定（小性組、三〇〇〇石）の家臣となり、孫是候は浅野左兵衛長武（先手鉄炮頭、三五〇〇石）の家臣となつてゐた。なお、浅野長武は、大石内蔵助良雄の祖父内蔵助良欽の弟大石頼母良重の子で、幕臣浅野家に養子に入つており、大石良雄の又叔父に当たる。

以上村松家は、喜兵衛の養父から浅野氏に仕え、養子を取りながら家を存続してゐるものの、浅野家中と縁戚関係はなく、かえつてその縁戚は浅野家中の外で複雑な関係を保ちながら、あるものは幕臣、あるいは大名家臣・幕臣家臣・町人・絵師など、さまざまな身分に散つてゐた。また喜兵衛は、嫡子とともに討ち入りに参加して浅野氏に殉じてゐるものの、次男は幕臣に仕えるなど、浅野家中のなかに村松家が定着してゐたわけではなく、かえつてさらさら外との関係を作り出してゐた。

ただ、村松の場合、父子で討ち入りに参加してゐるが、赤穂浪士のうちには、互いに父子・兄弟・叔父・甥・従弟など、縁戚関係で結ばれてゐるものも多かつた。村松と同じ中小性の目賀弥左衛門の例を検討する。

目賀弥左衛門親類書

父方祖父 古浅野内匠頭家来、死去仕候年数覚不申候、

吉田太郎兵衛

同 祖母 死去仕候年数覚不申候、

誰娘共不存候、

母方祖父 水谷左京亮様ニ罷在候、其後浪人ニテ死去仕候年数覚不申候、

貝賀新兵衛

同 祖母 死去仕候年数覚不申候、

誰娘共不存候、

父 古浅野内匠頭家来、五十年以前死去仕候、

吉田 助兵衛

母 三十年以前死去仕候、

貝賀新兵衛娘

妻 京都高倉通り丸太町下ル町江差置候、

女子 右同所ニ罷在候、

吉田忠左衛門

甥 浅野内匠頭家来、

吉田沢右衛門

甥 右同断

吉田 伝内

姪 播州龜山ニ罷在候

吉田忠左衛門娘

姪 本多中務大輔様ニ罷在候、

伊藤十郎太夫妻

甥 浅野内匠頭家来、

岡島八十右衛門

以上

元禄十六癸未年正月

貝賀弥左衛門 書判

五拾四歳

貝賀の場合、実兄の吉田忠左衛門の『親類書』に、祖父吉田太郎兵衛が「浅野弾正少弼家来、八十年以前病死仕候、」

とみえ、母方祖父・父も死亡年を詳細に記しており、吉田のほうが正確なようである。貝賀は、母方の姓を相続して新たに浅野氏に出仕したようであるが、母方は備中松山藩主として改易された水谷氏の家臣ではやく浪人していた。貝賀が書き上げた九名（吉田の娘を除く）のうち四名はすでに死去し、現存している五名のうち吉田忠左衛門、その子沢右衛門、甥の岡島八十右衛門と三名が浪士に加わっている。残る甥の吉田伝内は、忠左衛門の次男であり、女婿の姫路藩主本多氏の家中伊藤十郎太夫は、元吉田忠左衛門配下の足軽で討ち入り後四六名と別れた寺坂吉右衛門が、のちに寄食したところである。

この『親類書』には、最小限度の親類しか記されていない。もちろん『親類書』提出は、親類に対する連座制の処罰を検討することであったから、それを意識して記載したものにはかならない。その意味で、この『親類書』の内容は、提出者の作為を前提としなければならないだろう。

ところで、貝賀の書上は、浪士たちが、相互にさまざまな縁戚関係で結ばれていたことを物語っている。ここでは触れられていないが、岡島は、浪士の一人原惣右衛門の実弟にあっており、貝賀・吉田・岡島・原が縁戚関係で系図のように一つに結ばれていたのである。

四 『親類書』にみる族縁関係

以上のような『親類書』の記載を整理してみたい。『親類書』には、提出者の作為や無記載、記載の不一致が見られるなど制約も多いが、これを一覧にしたものが表2である。浪士四六名のうち、父が浅野家中と確認できるものは

四〇名におよぶが、祖父も浅野家中であるものは二一名にすぎない。半数以上は、父あるいは自身の代に仕官したものである。階層別に見ると、軽輩にあたる徒士格の神崎与五郎・茅野和助・横川勘平が、いずれも元禄十年に改易された美作津山藩森氏の旧臣であるなど新参が目立つが、中小性層は、馬廻り層の子息・傍系が半分を占め、ここに親子で参加した浪士の子供が多く含まれている。他の中小性層は、父の代からの家中である。馬廻り以上も、祖父・父の代からの浅野家中が多いが、最上級の家老・物頭層のうちに、原惣右衛門・磯貝十郎左衛門のように新参が含まれているところに、浅野家中の閉鎖的ではない性格が窺えよう。

また養子である一〇名のうち、浅野家中に実父がいるものは二名にすぎない。母の出身も、浅野家中の娘は確認できる限り一〇名に過ぎず、藩外との通婚が多かった事実を示している。

さて浪士たちの親類として書き上げられた氏名は、女性・氏名不詳のものを除いて五六〇名、重複を整理すると四七〇におよぶ。それを整理すると、浅野家中に関わるものでは、浪士の子孫二一名、浅野家中の物故者五八名、元浅野家中で浪人したり討ち入りを脱盟したりしたもの七九名、計一五八名となる。藩外では、幕臣層二二名、大名の家中一七四名、幕臣の家中一七名、浪人六二名、公家侍・出家・医者など一九名、百姓・町人九名、その他不明九名、計三二二名におよんでおり、親類のうち三分の二が藩外で占められている。繰り返すように、『親類書』に妻方の関係はほとんど記載されず、また記載に提出者の作為があるとすれば、実際には藩外との関係がさらに多かったはずである。

藩外との関係を、表3に整理した。

まず幕臣層が二二名いるが、多くは徒・与力など目見得以下の御家人が多い。討ち入り四カ月前の八月、歩行不自由との理由で脱盟を通告した酒寄作右衛門の書状に、¹⁹⁾

表3 赤穂浪士の親類

1 親類のうち幕臣層

氏名	役職等	俸禄	縁戚関係
高林弥市郎利之	元下田奉行	2200	大石の従妹が嫁す
松平主馬定由	新番頭	2000	大石の従妹(浅野長直養女)が嫁す
大沢忠次郎基雄	高家大沢の分家	500	奥田貞の外曾祖父
村松茂右衛門	駿河忠長鳥見		村松喜祖父
加茂宮次兵衛直重	駿河忠長旧臣・大番	300	村松喜の養母の父
加茂宮太郎左衛門直定	宝蔵番頭	300	村松喜従弟
加茂宮喜右衛門直興	神田館出身 右筆	200俵	村松喜従弟
富沢太郎兵衛利貞	細工頭	250俵	倉橋従弟
大平弥五兵衛	徒目付		倉橋従弟
富沢五兵衛	徒		倉橋従弟
近藤十郎左衛門	徒		勝田姉婿
小野寺加右衛門	徒		小野寺十従弟
北条安兵衛	徒		木村従弟
斎藤鉄五郎	留守居配下(与力or同心)		潮田従弟
浅岡伝右衛門	小性番頭組(与力or同心)		赤埴従弟
吉川藤次郎	町奉行組		矢田叔父
吉川新兵衛	町奉行組		矢田従弟
寺尾太郎左衛門	先手与力		奥田孫甥
小田常左衛門	先手与力		杉野従弟
木村藤助	京都町奉行与力		杉野従弟
太田平蔵	禁裏付渡辺能登守組		大石瀬従弟
物集宇左衛門	南都与力		大石瀬従妹の夫

2 親類の仕えた大名・幕臣

親藩・家門	封地	石高	人数	親類を持った浪士
徳川中納言吉通	尾張名古屋	61,9000	6	大石瀬・片岡
徳川少将頼職	紀伊和歌山	55,5000	2	堀部弥
徳川宰相綱条	常陸水戸	35,0000	2	大石内
松平讃岐守頼保	讃岐高松	12,0000	3	大石内
松平兵部大輔吉品	越前福井	25,0000	3	千馬・堀部弥・吉田沢
松平出羽守吉透	出雲松江	18,6000	1	不破
松平大和守基知	陸奥白河	15,0000	13	矢頭・中村

人数計30

赤穂浪士の親類書をめぐって

外 様	封 地	石高	人数	親類を持った浪士
松平(前田)加賀守綱紀	加賀金沢	102,2700	1	不破
松平(前田)大蔵大輔正甫	越中富山	10,0000	2	大石内
松平(伊達)陸奥守吉村	陸奥仙台	62,0000	1	原
細川越中守綱利	肥後熊本	54,5000	4	堀部弥
松平(浅野)安芸守綱長	安芸広島	42,6000	4	吉田忠・木村・武林
浅野土佐守長澄	備後三次	5,0000	2	菅谷
松平(池田)伊予守綱政	備前岡山	31,5200	14	大石内・近松・潮田・三村
松平(池田)右近輝興	(播磨赤穂 除封封)	3,5000	1	三村
有馬中務大輔頼元	筑後久留米	22,0000	7	吉田・早水・原
森内記衆利	(美作津山 除封封)	18,5000	6	茅野・神崎・横川
上杉弾正大弼綱憲	出羽米沢	15,0000	3	原・岡島
立花飛騨守鑑任	筑前柳川	10,9600	2	奥田貞
丹羽五郎左衛門秀延	陸奥二本松	10,0700	1	小野寺十
伊達遠江守宗昭	伊予宇和島	10,0000	1	大石瀨
京極縫殿頭高成	讃岐丸亀	6,3000	2	大石主・矢田
京極甲斐守高住	但馬豊岡	3,5000	5	大石主
相馬図書頭叙胤	陸奥相馬	6,0000	2	奥田孫
仙石兵部忠政	(信濃小諸)	5,0000	1	千馬
水谷伊勢	(備前松山 除封封)	5,0000	3	矢田・岡島・吉田父子
溝口信濃守重雄	越後新発田	5,0000	16	堀部安
加藤遠江守泰興	伊予大洲	5,0000	3	中村
津軽越中守信政	陸奥津軽	4,7000	1	大石瀨
松下石見守長綱	(陸奥三春 除封封)	3,0000	1	間
加藤越中守明英	近江水口	2,0000	1	富森
池田丹波守輝録	備前新田	1,5000	2	間瀬・小野寺十
一柳土佐守末礼	播磨小野	1,0000	1	前原

人数計85

譜 代	封 地	石高	人数	親類を持った浪士
松平淡路守定直	伊予松山	15,0000	5	近松・奥田貞
松平備前守定章	伊予松山新田	1,0000	2	近松
本多中務大輔政武	播磨姫路	15,0000	6	原・千馬・岡島・貝賀・吉田
本多能登守忠常	大和郡山	12,0000	1	小野寺十
稲葉丹後守正往	下総佐倉	10,2000	1	奥田父子
戸田左門氏鉄	(美濃大垣)	10,0000	1	間
堀田伊豆守正虎	陸奥福島	10,0000	1	潮田
阿部対馬守正邦	下野宇都宮	10,0000	2	赤埴
永井信濃守尚政	(山城淀)	9,9000	1	木村

奥平熊太郎昌春	丹後宮津	9,000	1	磯貝	
本多隠岐守康慶	近江膳所	7,000	1	大石瀨	
内藤能登守義孝	陸奥岩城	7,000	1	不破	
本庄安芸守資俊	遠江浜松	7,000	2	勝田	
土屋相模守政直	常陸土浦	6,500	2	赤埴	
岡部美濃守長泰	和泉岸和田	5,300	2	小野寺十・武林	
松平紀伊守信庸	丹波笹山	5,000	3	千馬・倉橋・不破	
松平周防守康博	石見浜田	5,000	1	大石内	
本多豊後守康紀	(三河岡崎)	5,000	1	間瀬	
井上中務少輔正任	(美濃郡上)	5,300	2	富森	
秋元但馬守喬知	甲斐谷村	4,000	6	間・奥田父子	
安藤帶刀陳武	紀伊田辺	3,880	2	堀部弥	
永井日向守直達	摂津高槻	3,600	1	千馬	
内藤和泉守忠勝	(志摩鳥羽 漆封)	3,500	1	奥田貞	
永井伊賀守直敬	下野烏山	3,000	1	前原	
黒田豊前守直重	常陸下館	1,500	2	赤埴	
本多伊予守忠恒	河内西代	1,000	2	赤埴	
森川紀伊守俊胤	下総生実	1,000	1	大石瀨	
屋代越中守忠位	安房北条	1,000	1	村松	人数計53

幕臣	役職等	石高	人数	親類を持った浪士	
大久保玄蕃頭忠兼	留守居	6700	1	前原	
松平壱岐守定昌	中奥小性	5000	1	潮田	
松平登之助信望	小性	5000	1	大石瀨	
中根壱岐守正盛	(御側)	5000	1	富森	
松平隼人正忠冬	元町奉行	5000	1	磯貝	
松平与右衛門忠成	寄合・忠冬子	4500	1	磯貝	
福原内匠資清	寄合	4000	1	大高・小野寺幸	
秋元隼人正貞朝	中奥小性	4000	1	磯貝	
浅野左兵衛長武	先手鉄炮頭(大石叔父)	3500	1	村松	
小笠原長門守長定	小性組番頭	3000	1	村松父子	
酒井与九郎重春	本所奉行	2500	1	小野寺父子	
松前伊豆守嘉広	町奉行	2100	1	磯貝	
渡辺孫助久永	清水奉行	2000	2	磯貝	
真田蔵人信弘	寄合	2000	1	木村	
建部伝右衛門昌信	小性組	1000	1	茅野	
山名信濃守泰豊	小性	500	1	村松	人数計17

一私親類縁者不残軽キ御扶持人ニテ、御成之節ハ御道筋ヲも堅メ申者共ニ御座候へハ、一入如何ト奉存候、とあるが、浪士の勝田新左衛門の『親類書』に、義兄として酒寄がみえ、同じく義兄に幕府の徒が記されているところから、書状の内容も確認できる。このことは、徒・与力など取立が流動的な下層の幕臣と大名家臣との縁戚関係が、比較的多かったことを推測させる。ただ親類には上層の幕臣も含まれているが、それは大石内蔵助との関係が顕著である。ただそれが、討ち入りの遂行にどのように関係したのかは、明らかではない。その他、村松喜兵衛の親類については、前述したとおりであるが、奥田貞右衛門の曾祖父については、『寛政重修諸家譜』巻第七百三十四、大沢基雄の女に「浅野内匠頭家臣近松某が妻」とあり、奥田が近松家から奥田家に養子になっているところから、『親類書』の記載は確かなものであろう。ただし、大沢については、奥田の実兄にあたる近松勘六の『親類書』には記載されていないところから、親戚としての交流はなかったようである。

大名家中の親類一七四名については、親藩・家門七、外様二六、譜代二八の大名に広がっており、織豊取立・徳川取立大名の家臣が多く、旧族大名の家臣は少ない。その傾向は、近世初期以来創出された織豊取立・徳川取立大名の家臣団形成のあり方と、密接に関わっている。とはいえ、原惣右衛門のように、米沢藩上杉氏・熊本藩細川氏などの家臣が親類に見いだせる例もある。一方、最も浪士の親類が多い藩は、越後新発田藩溝口氏であるが、これは堀部安兵衛が自身の郷里の親類を大勢書き上げているためであり、他の浪士の親類はいない。これに対し、二番目に親類の多い備前岡山藩池田氏は、大石内蔵助をはじめ四名の浪士が親類を持っており、その人数は、赤穂藩浅野氏の本家安芸広島藩浅野氏よりも多い。その他にも播磨姫路藩本多氏、備前中山藩水谷氏・丹波篠山藩松平氏・美作津山藩森氏など、赤穂の近辺に親類の多い藩が見いだせる。その意味で、地域的には東国の諸藩より西国のほうに集中している。ただし、近辺の藩の親類は、姻戚関係によるものがやや多いようであり、遠隔地の藩の親類は、姓を一にする同族が

多いように見受けられる。もちろん、除封された藩の旧臣が赤穂藩浅野氏に仕官した美作津山藩森氏のような例外もあるが、軽輩の徒士層に限られている。すなわち、武家の個々の家は各大名などへの仕官により、全国に散らばる一方、居ついた地の周辺で新たに姻戚関係を結んでいった事実が、大名家臣の親類の傾向に現れていると推測できよう。親類が仕えた幕臣も一七名に達する。これら幕臣のなかには、中奥小性・小性など將軍綱吉の側に仕えるものか、町奉行・小性組・先手鉄砲頭など配下に与力同心を持つ頭が多い。將軍の側近が多い理由は不明であるが、町奉行や番頭・物頭については、下層幕臣層の徒・与力同心が親類に多いことも併せ、江戸に武士が集中するなかで、江戸屋敷への定府、就職活動と取立、縁戚関係が生まれたという事情を反映するものといえる。

他の親類としては、数は少ないが、大石内蔵助が近衛家のように家臣や東本願寺の坊官、前述の村松のように町人、木村岡右衛門のように播磨加東郡の村医者など、多様な種類がみられる。また勝田新左衛門・潮田又之丞の親類には、百姓もいる。中小性の勝田の場合、祖父以来の浅野家中であるが、伯父が浅野氏の旧領笠間領の常陸真壁郡本木村に在任している。同地は勝田氏の本貫地で、兵農分離の結果武士として浅野氏に仕えるものと、在地に残るものに別れたようである。潮田は馬廻り二〇〇石で郡奉行・絵図奉行を歴任した十分であるが、姉が播磨加西郡の百姓に嫁いでいた。百姓の親類にも、一族の場合遠隔地に、姻戚関係では近辺にという大名家中と同様の傾向が窺える。

いずれにせよ、家臣団の個々の家が強い統制を受け藩外と隔絶されて固定していたのではなく、多少の規制はあったにせよ、独自に藩外の他家中や他の身分とも一族・縁戚の関係で強く繋がっていたのである。

一方で、浪士たちの「家」は内にも向いていた。大石内蔵助・村松喜兵衛のように親子で参加した浪士が、八組一七名と浪士の三分の一を占めており、個々の浪士の「家」の関係が、討ち入りの行動に大きく作用していたことを窺わせる。他方、貝賀・吉田・岡島・原のように、複雑な縁戚関係でも結ばれていた。ほかにも、小野寺十内の養子幸

右衛門が、大高源五の実弟にあたり、また十内は岡野金右衛門の伯父、間瀬久太夫とは従兄弟にあたる関係を持つなど、縁戚関係で結ばれた浪士が多かった。『親類書』で知られるかぎり、親子・兄弟・伯父・甥・従兄弟という親族関係が互いに繋がった浪士が、半数の二四名におよぶ。『親類書』で判明する浪士同士の縁戚関係は、藩内に関わる人物に多く限られており、藩外を通じた関係はほとんど見ることはできない。ここに同書の性格が示されているが、藩外だけでなく、例えば、潮田又之丞の義父で脱盟した小光源五右衛門が、大石内蔵助の伯父であるなど、又従兄弟や妻の縁戚関係といった『親類書』に記載されない関係を想定すれば、この関係はさらに多くなるろう。

結びにかえて

大名家臣団が、軍事体制を基本に編成されていたことは当然ではあったが、とりわけ浅野氏は、武功取立大名に近い性格を持ち、備中松山城受取りのように、軍事編成による行動をしばしばとっていた。ただそれが、討ち入りと何らかの関係があったかは断言できない。

一方、元禄期の浅野家中のなかでは、身分制に制約されたものであったが昇進のシステムや職制の体系なども形成されており、中小性が、歩行以下の昇進の最終であるとともに、馬廻り層の子弟の最初に就任する役職となっていた。そして、藩主に最も近侍していた中小性が討ち入りに多く参加していたところに、藩主と個々の家臣との関係が、討ち入りの遂行に大きな意味を持っていたと推測しえよう。⁽²⁰⁾

近世において武家の家は仕えていた大名の擬制的な「家」を超えて存在していた。赤穂浪士の『親類書』の場合、

戦乱が治まってから百年足らず、身分制度が定着しつつあった元禄期という時代の特質も考慮に入れる必要があるが、武士が百姓・町人など他の身分とも養子・婚姻を通じて姻戚関係を持った事例は、近世を通じて広範に認められる。近世の武家社会は、身分としては固定していたものの、そこに所属した人は必ずしも固定されたものではなく、実際には流動的なものであった。

ことに浪士たちは、浅野家中と同様の他の大名家中や幕臣の陪臣とさまざまな関係を持っていた。もちろん、近世の武家の「家」は、一つの経営体であったり、団結して軍事行動や自力救済を行うような中世の武家の「家」ではなく、すでに自立して個々が各自仕官しており、経済的・政治的には実態が伴わないこともあり、先祖を一にして由緒や家柄を共有するにとどまっていた。しかし、「武威」を体現する「家」として、家名を汚されたり、紛争に逢った場合は、死を覚悟して武士としての存在意義を見せなければならなかった。藩を超えた武家の「家」が、緩急の場合、ことに仇討ちなど意地をみせて武威を主張するとき、「家」の名誉のために機能したであろうことは、容易に推測できるが、『親類書』の性格上、そのような事実は見いだせない。ただ、浪士たちの大半が、族縁関係で相互に結び付いていたことは、討ち入りの遂行に大きく作用したことであろう。

他方、浪士の木村岡右衛門が、妻の実家で討ち入りに加わらなかった牧市左衛門や従兄弟の大岡藤左衛門に、妻子の行く末を頼んでおり、不参加の浅野家中も、浪士を支援していた。ことに浪士たちは妻の実家や娘の縁付き先などに、妻子を頼んでおり、穿った見方ではあるが、同姓の一門より、姻戚の方が次第に重んじられてきた傾向も窺えよう。封建制や家の矛盾にはさまれた個の悲劇が文芸の題材となるような元禄期において、一族が分散して名ばかりになった武家の「家」よりも、個々が婚姻などの縁戚関係で結ばれた実質的な関係のほうが、次第に強まってきたとも推測できよう。それは、女性の地位、妻の地位の変化とも関係があろうが、そのような新たな変化を無視して、妻方

を除いて『親類書』が作成された事情に、あるいは武家社会の矛盾が潜んでいるのかもしれない。

もちろん個々の武家の「家」とは、最小の単位でも家族のみではなく、そこに家来や奉公人までも含んでいた。それは、若党・鎧持・挟箱持・草履取・馬の口取・沓箱持・乗物などを従えた出仕や外出、参勤や出陣の行列にも象徴されていた。その意味で、巷間に伝えられた赤穂浪士の討ち入りは、武家の行列や出陣を考えた場合、非常に変則的である。一人前の武士は、自身で鎧を携えることはなく、鎧持を召し連れていた。赤穂浪士の場合、実際に四七人のみで討ち入ったのであろうか。浪士たちは鎧だけでなく、弓や梯子・掛矢まで持参したという。吉良邸の近所に密かに運んでおいたとはいわれるが、吉良邸門前まで自ら持参したというのは、当時の武士としては奇妙である。

元禄一五年一二月一五日、桑名藩江戸下横目が国元に宛てた探索書に、「浅野内匠様家来七十人程」が吉良邸に乱入したと記され、翌一六日の探索書には「浅野内匠様家来侍分之者四十四人、雑兵共に百三十人之余」が討ち入ったと記されている。⁽²²⁾ また検討を要するが、米沢藩上杉氏に残る覚書の一つには、「総人数百五十六拾人有り、尤着到ニハ四拾七人と見え候得共、又もの并加勢有之由」と、若干ではあるが、討ち入りに四十七人以外も加わったという噂を伝えている。⁽²³⁾ 討ち入り後に、小野寺十内が、質問に答えたと思われる書付⁽²⁴⁾には、

一引払之節、上野殿屋敷外ニも堅メ申候もの有之候由、何も召連候家来にて可有之由本書ニ有之候得共、内藏助下人も両人附居候処、四五日も前ニいとまを遣し赤穂へ戻り申候、近松勘六下人・磯貝十郎左衛門下人、此兩人ハ宿より本庄之安兵衛店迄着替をもたせ召つれ候得とも、安兵衛所より手寄へ遣し申候、安兵衛所惣様相合之下人耆人有之候得共、是ハ猶以宿ニ残置申候、其外下人耆人も無之候得は、召連候もの無御座、諸道具もめいゝ持参申候、

とあり、家来を率いたという噂を強く否定している。ただ、小野寺が強く否定するほど、噂はあったという事実は確

かであり、室鳩巢も『赤穂義人録』巻上⁽²⁵⁾のなかで、「徒卒僕隸百余人」がいたという説を伝えている。しかし鳩巢は、のちに謬伝としてこの説を同書から削除しており、浪士たちの泉岳寺退去、四藩へ預けられる過程で、四六あるいは四七という人数が人口に膾炙するようになり、足輕寺坂吉右衛門の去就以上に、供人がいても問題にされなかったことは推測しえよう。

いずれにせよ、赤穂浪士の事件は、義士の是非論や武士道論だけではなく、近世の武家社会や大名家臣団のあり方にとっても、ここで検討した以外にもさまざまな問題を提示してくれるのである。

註

- (1) 例外として、広田照幸氏「土族の通婚行動——幕末・明治初期、旧篠山藩の場合——」(『年報日本近代研究』一四)などは、婚姻を通して藩外との関係を検討している。
- (2) 拙著『近世武家社会の形成と構造』。
- (3) 赤穂浪士の『親類書』は、『赤穂義人纂書』三をはじめ数種公刊されているが、本稿では、赤穂市編『忠臣蔵』三に所収された東大史料編纂所影写本『赤穂義士親類書』を利用した。
- (4) 『寛政重修諸家譜』第五、卷三百十。内閣文庫影印 叢刊『譜牒餘録』上、卷二十一。
- (5) 大石神社編『大石家義士文書』所収。
- (6) 前掲拙著。
- (7) 中央義士会編『未刊新集赤穂義士史料』所収「備中松山城請取并在番之覚」。
- (8) 同前。
- (9) 大石神社編『大石家義士文書』所収。
- (10) 「赤穂浅野家軍列帳」では、足輕隊の行列を、物頭の氏名の後に「騎馬 組足輕三拾人之内、弓四張・鉄炮 廿挺・手明五人 玉粟箱二荷 矢箱老荷 具足長持四指 合羽籠四荷 押之者」の順で記しているが、物頭の氏名を強調するために前に持ってきたものと考えられる。そのため、飯尾精氏編『大石神社蔵播州赤穂城請取文書』

- の竜野藩脇坂氏の行列順や、『盛岡藩参勤交代図巻』など武家の行列順を検討し、物頭の位置を訂正した。
- (11) 市岡正一『徳川盛世録』。
- (12) 「備中松山城請取并在番之覚」。
- (13) 赤穂市編『忠臣蔵』三所収、伊予松山藩「赤穂御預人始末」(松山市久松定武所蔵)。
- (14) 浪士の経歴については、赤穂義士事典刊行会『赤穂義士事典』を参照した。
- (15) 『寛政重修諸家譜』第十一、卷六百六十。
- (16) 『寛政重修諸家譜』第十一、卷六百八十五。
- (17) 『千葉県史料 紀氏雜録』所収「堀田正盛分限帳」(佐倉厚生園堀田家文書)は万治三年堀田正信改易のころの分限帳であるが、賄人の中に「六拾俵 村松九太夫」の名が見いだせる。
- (18) 『寛政重修諸家譜』第十六、卷千五十八。
- (19) 赤穂市編『忠臣蔵』三所収、元禄十五年八月十五日「酒寄作右衛門書状」(浅野赤穂分家済美録)。
- (20) 赤穂浪士のうち中小性の存在については、山本博文氏が『殉死の構造』のなかで注目されているが、中小性を、主君の恩もない下級武士でかぶき者的存在と見なすだけでは、彼らの性格を捉えることはできない。
- (21) 赤穂市編『忠臣蔵』三所収、「木村岡右衛門書状」(『赤穂義士史料』下)。月日は未詳であるが討ち入り直前に妻に宛てた書状である。
- (22) 同前所収、「桑名藩所伝覚書」(『赤穂義人纂書』一)。
- (23) 同前所収、「本所敵討」(市立米沢図書館蔵『編年文書』四十四)。
- (24) 同前所収、「小野寺十内申上書」(大石神社蔵)。
- (25) 『日本思想大系』二七近世武家思想所収、室鳩巢『赤穂義人録』。